

市民プール開場

市民プール ☎67・2512

夏を市民プールで泳ごう！

7月12日(土)は無料開放します。どうぞ、お出かけください。

とき 7月12日(土)～8月31日(日)

午前10時～午後6時

※日曜・祝日は午前9時30分～午後6時

利用料金 高校生以上500円
小・中学生200円



フォトサークル写友展

図書館 ☎69・3706

年々失われてゆく自然を写真に記録している「写友」メンバーが、新作の風景写真を展示します。

とき 7月8日(火)～27日(日)
ところ 図書館展示コーナー

遊休農地の解消を

蒲郡市農業委員会
☎66・1127

草木が生い茂る季節となり、耕作を放棄したまま荒れ放題の農地が目立ちます。こういう遊休農地は、周辺に多くの迷惑と被害を与えます。

農地の遊休化で発生する問題
・一年以上放っておくと雑草が生い茂って病害虫発生の原因となり、隣の田畑の耕作者は大変な迷惑を受けます。

遊休農地の枯れ草にタバコの吸い殻を捨てられると、火災発生の危険があります。

草ぼうぼうの農地はごみ捨て場となりやすく、周辺の環境・景観を損ねます。

遊休農地をお持ちの方へ

農地は、農業者にとって貴重な財産であるとともに、農業生産の基盤です。農地を守るためにも、定期的な草刈りをするなどこまめな管理と、「もぐらの窓口」台帳への登録による農地の有効利用にもご協力をお願いします。



8月25日から住民基本台帳ネットワークシステムが二次稼働します

市民課 ☎66・1109

昨年8月5日に住民基本台帳ネットワークシステムの第一次稼働が始まり、本人確認の手段となる住民票コードが住民一人一人に付番され、世帯ごとへ通知をしました。

8月25日(月)から、住民基本台帳ネットワークシステムの二次稼働が始まります。

サービスの概要は次のとおりです。

①住民基本台帳カードの交付

有効期間は発行後10年間です。写真入り、写真なしの2種類があり、写真入りカードについては、身分証明書として使うことができます。

交付手数料は、写真入り・写真なし両方ともに500円です。

②転出転入の特例処理

住所を他の市町村に異動するためには、転出地市町村役場で転出届の手続を行い、転出証明書の交付を受けた後、転入地市町村役場で転入届の手続をする必要があります。

住民基本台帳カードの交付を受けている場合は、あらかじめ転出地市町村役場に一定の事項を記入した転出届を郵送しておけば、転出地市町村役場に来庁する必要はなく、転入地市町村役場に転入届をすることで手続きは完了します。

③住民票(写し)の広域交付

これまで住民票(写し)交付は、住所地市町村役場での取り扱いです。

二次稼働後は、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券またはその他官公署が発行した写真付きの免許証などを提示すれば、全国の市町村役場窓口で、本人または本人と同一世帯の住民票(写し)の交付を受けることができます。

今月の納税

固定資産税・都市計画税
(2期分)

納期限 7月31日

◎口座振替払の方は預金残高の確認をお願いします。

7月の市政ビデオニュース

放映は市役所、市民病院、東部・西部市民センター

- ① むし歯予防フェスティバル
- ② 広くなった「あじさいの里」
- ③ わんぱく相撲蒲郡場所
後半
- ① 水防訓練

お気軽にご相談ください

相談は無料。秘密厳守です。

場所 ●勤労福祉会館相談室

よろず相談

とき 7月14日(木)・28日(日) 午前10時～午後3時
相談員 民生児童委員

法律相談(予約制)

とき 7月18日(金) 午後1時～4時
相談員 弁護士 ※予約受付は7月7日(日)からです。

問合せ先 両方ともに ☎69・3911